

2/17(月)～3/16(月)

市民税・県民税と所得税  
および復興特別所得税の申告

期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。早めに申告をお済ませください。

市民税・県民税の申告

市税務課市民税係 (彦根駅西口仮庁舎3階)  
☎ 30-6140

**申告の案内**  
市民税・県民税の申告が必要と思われる人には「申告のご案内」を郵送します。申告書は、会場に用意しているもので、その場で作成できます。事前に申告書が必要な場合、市税務課(彦根駅西口仮庁舎3階)にお申し出ください。

市では、申告受付を左の日程で行います。「申告のご案内」の送付がなかった人でも、申告が必要な場合は最寄りの会場にお越しください。

所得税および復興特別所得税(以下、「所得税」)の確定申告(このページ下をご覧ください)をする人は、**市民税・県民税の申告は必要ありません。** 営業・農業・不動産所得のある人は、「収支内訳書」が必要です。事前に作成をお願いします。

**申告に必要なもの**

- ▼「申告のご案内」
- ▼印鑑

令和元年中の所得が明らかになる書類(源泉徴収票、支払調書など)

- ▼営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」
- ▼所得控除の対象となるものに関する書類(医療費の明細書、雑損控除の対象となる各種領収書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、国民年金保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払証明書、寄附金の領収書など)
- ▼配偶者(特別)控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できる書類など
- ▼身体障害者などの人は、障害者手帳など
- ▼マイナンバー本人確認書類
- ▼年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、税務署が開設する申告書作成会場(商工会議所4階)で申告をお願いします。
- ▼所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▼譲渡所得(株式譲渡、不動産譲渡など)がある人
- ▼青色申告をする人
- ▼初めて事業所得を申告する人
- ▼税務署から申告書が送付された人
- ▼住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人

**注意ください**

- ▼国民年金保険料の控除を受ける場合は、控除証明書が必要です。郵送されない場合は、彦根年金事務所(☎23-1114番)にお問い合わせください。
- ▼医療費控除を受ける場合、「医療費の明細書」を申告書に添付する必要があります。事前に作成してください。

必要があります。事前に作成してください。

- ▼確定申告をする場合、市では申告書(控)に受付印を押すことや、持ち込みの申告書に印字することはできません。
- ▼確定申告では提出が省略となる資料も、市民税・県民税の申告を行う場合は、ご提出ください。

▼申告の受付会場は、午前・午後ともに混雑状況により早めに相談受付を終了することがあります。

この社会 あなたの税が いきている

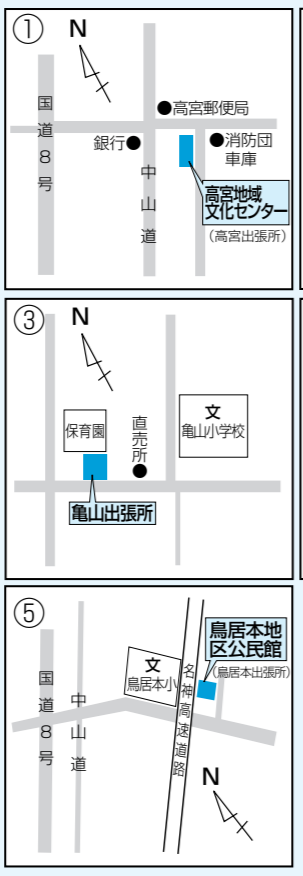


情報掲示板

<申告受付日程>

土・日曜日・祝日の終日、平日の12:00～13:00は受付できません。

月日	会場	受付時間
2月21日(金)	高宮地域文化センター (右図①)	9:00～12:00 13:00～16:00
2月26日(水)～28日(金)	稲枝支所 (右図②)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月4日(水)	亀山出張所 (右図③)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月6日(金)	河瀬地区公民館 (右図④)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月11日(水)	稲枝支所	9:00～12:00 13:00～16:00
3月12日(木)	鳥居本地区公民館 (右図⑤)	13:00～16:00



▼確定申告は提出が省略となる資料も、市民税・県民税の申告を行う場合は、ご提出ください。

▼確定申告をする場合、市では申告書(控)に受付印を押すことや、持ち込みの申告書に印字することはできません。

▼確定申告では提出が省略となる資料も、市民税・県民税の申告を行う場合は、ご提出ください。

月日	会場	受付時間
2月17日(月)～3月16日(月)	市税務課 申告会場 (彦根駅西口仮庁舎4階)	9:00～12:00 13:00～16:00

所得税の確定申告

彦根税務署 (立花町5-20)  
☎ 22-7640 【自動音声案内】

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付するしくみになっています。確定申告が必要な人で、期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税や加算税がかかることもあります。

※会場の混雑状況により、早めに相談受付を終了することがあります。

※彦根税務署では、作成済みの申告書などの受付、納税、納税証明書の交付のみを行います。

**配偶者(特別)控除に関する改正**

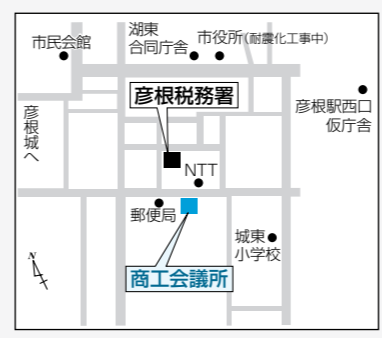
平成30年分の確定申告から、配偶者控除の控除額は、申告者の合計所得金額に応じて変わり、配偶者特別控除の控除額は、対象の配偶者と申告者それぞれの合計所得金額に応じて変わります。

両控除は、申告者の合計所得金額が1千万円を超える場合、適用はありません。

※控除額など、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

**医療費控除の領収書は提出不要です**

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書に代わり「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。※「医療費控除の明細書」を添付して申告した場合、領収書は5年間保存してください。



**申告書作成・提出会場は彦根商工会議所4階です**

彦根税務署には申告書作成会場はありません。

期間 2月17日(月)～3月16日(月)(土日曜日・祝日は除く)

相談受付時間 午前9時～午後4時

添付資料・住民税に関する事項

源泉徴収票などの第三者作成書類は、添付を省略し、確定申告書への内訳を記載することとなりました。住民税に関する事項欄を含め記載漏れがないよう、ご注意ください。記入がない場合、住民税の計算において控除等の適用が受けられない場合があります。

申告書の作成は 国税庁ホームページで

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」にアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。申告書を「e-Tax」で送信すれば、源泉徴収票などの添付書類の提出が不要になります。

ID・パスワードの取得で申告手続きがより便利に

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、ID・パスワード方式を利用して「e-Tax」で送信すれば、申告が完了します(これまで必要だったマイナンバーカードやICカードリーダーは不要です)。

IDとパスワードは、税務署職員と対面での本人確認後に発行します。運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、近くの税務署までお越しください。

問い合わせは電話で

税務署に電話し、音声案内に従って相談内容に応じた番号を選択してください。

- ▼確定申告に関する相談 0番
- ▼税金に関する一般的な相談 1番
- ▼税金の納付相談・税務署からの送付文書に関する問い合わせ 2番
- ▼消費税の軽減税率制度に関する相談 3番

税理士による相談会

年金受給者のための還付申告会場

日時 2月4日(火)～同7日(金)

午前9時～正午、午後1時～同4時(※2月7日(金)は、午前のみ)

場所 彦根商工会議所4階